

(メール施行)
3障第31号
令和3年4月6日

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障害福祉課長
〔公印省略〕

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について（依頼）

平素から、本県の障害保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付費等算定に係る届出について令和3年3月25日付け2障第1416号により、御案内しておりますが、先般厚生労働省より、制度改正に伴い追加・変更された加算に係る届出様式が示されました。そのため、本県における、本年4月1日施行の報酬改定に対応した届出様式が定まりましたのでお知らせします。

前年度の平均利用者数の変化や人員配置の変更のほか、令和3年度報酬改定により、令和3年4月1日から報酬・加算に変更が生じる場合は、令和3年4月15日（木）までに体制届出書を御提出ください。

また、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に係る届出については、令和3年3月29日付け2障第1471号でお知らせしておりますが、令和3年4月サービス提供分から算定する場合の提出期限は、体制届と同じです。

事業者様並びに事業所様におかれては、大変にお忙しい中に、非常に短い期限の中で、書類作成をいただくこととなってしまい、誠に恐縮でございますが、何卒御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

記

1. 届出様式

今回の各種届出様式については、以下の愛媛県ホームページに掲載しておりますので、こちらからダウンロードしてください。なお、従来より届出様式を掲載している申請書電子配布サービスには、追って掲載いたします。

【掲載場所】

愛媛県ホームページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ
>令和3年度体制届等の適切な実施について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/taiseitodoke/r3taiseitodoke/r3taiseitodokenoteisetunazissi.html>

2. 届出期限

令和3年4月15日（木）【消印有効】

※なお、以下に記載する「4. 必ず提出いただく事業所」又は「5. 加算・減算の算定要件の新設・見直しにより提出いただく事業所」に該当せず、加算区分に変更がない事業所等については、届出は不要です。

3. 届出先（指定権者）

- (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等
 東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
 〒793-0042 西条市喜多川 796-1 TEL 0897-56-1300（内線 241 又は 284）
- (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等
 中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
 〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 TEL 089-909-8756
- (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等
 南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
 〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 TEL 0895-22-5211（内線 381 又は 246）
- (4) 松山市所在の事業所等
- ①指定障害福祉サービス事業所・施設等 →
 - ②指定障害児通所支援事業所 →
 - ③指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課（上記(2)の届出先）
- } 松山市（※松山市の様式で提出）

4. 必ず提出いただく事業所

以下に記載するサービス事業所については、今回の報酬改定により基本報酬の見直しがなされ、算定要件が変更となるため、必ず体制届を御提出ください。

サービス名	必須届出事項	変更概要
就労継続支援 A 型	評価点区分	算定方式の変更
就労継続支援 B 型	平均工賃月額区分	算定方式の変更
就労定着支援	就労定着率区分	基本報酬の区分変更
放課後等デイサービス	障害児状態等区分	基本報酬の区分変更

5. 加算・減算の算定要件の新設・見直しにより提出いただく事業所

(1) 体制届状況一覧表について

報酬改定に伴い、新規・改正のなされた加算等については、別添の「体制等状況一覧表」に記載しております。令和3年度において新設・見直しが図られた加算等については、赤字及び黄色塗りしておりますので御確認ください。なお、新たな加算（区分追加を含む）の取得または減算となる場合は、届出の提出が必要です。以下に、主な算定要件の見直しに係る加算等の一部を記載します。

サービス名	必須届出事項	変更概要
共同生活援助	夜間支援等体制加算	現行の加算額の設定（主な支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとの加算額を設定）を、「支援対象者の人数が1人増えるごと」に変更。
児童発達支援、 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の区分の「専門職員」が、「専門職員（理学療法士等）」と「専門職員（保育士）」に変更。そのため、従来「専門職員」で、「保育士」で届出を行っていた場合は、届出の提出が必要。

(2) 区分変更が生じている加算等における新旧対応表について

加算・減算の新設・見直し等により、区分の変更が生じている加算等について対応関係を以下に記載します。新旧で対応する区分異動の場合については、改めての体制届の提出は不要です。

サービス名	加算等名称	旧区分（3月まで）	新区分（4月から）
生活介護	重度障害者支援加算	あり	Ⅱ
短期入所	医療連携体制加算	V	Ⅸ
共同生活援助	医療連携体制加算	V	Ⅶ
就労移行支援	移行準備支援体制加算	I	あり
地域移行支援（※）	施設等の区分	1. I 2. II	1. II 2. III 3. I（新設）

※新設される「新区分Ⅰ」を取得する場合は、必ず体制届を提出してください。旧加算区分（Ⅰ）及び旧加算区分（Ⅱ）を取得しており、変更がない場合は体制届の提出は不要です。

例：短期入所事業所が、3月まで「医療連携体制加算Ⅴ」の場合

→4月以降も加算Ⅴ（新区分名「Ⅸ」）に変更がない場合は、体制届の提出は不要。

(3) 見直しがなされた加算等について

以下の加算については、報酬改定により加算要件等の見直しがなされています。なお、主な見直し内容については、下記の厚生労働省資料（令和3年度報酬改定の概要）に記載されています。詳細の取扱いについては、「7. その他」の「(3) 令和3年度報酬改定等にかかる通知等について」でご案内しております報酬告示及び留意事項通知にて御確認ください。

【資料掲載場所】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

※愛媛県ホームページ(令和3年度報酬改定)においても、上記リンク先を御案内しております。

<障がい福祉サービス>

対象サービス	加算等名称	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援	新設	地域生活支援拠点等に係る加算 (緊急時における対応機能の強化)
短期入所、重度障害者等包括支援	新設	地域生活支援拠点等に係る加算 (緊急時のための受入機能の強化)
自立生活援助	新設	緊急時支援加算
自立生活援助、地域定着支援	新設	日常生活支援情報提供加算
自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	新設	居住支援連携体制加算
自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	新設	地域居住支援体制強化推進加算
自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	新設	ピアサポート体制加算

重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	医療連携体制加算
重度訪問介護	新設	移動介護緊急時支援加算
生活介護	見直し	常勤看護職員等配置加算
生活介護	見直し	重度障害者支援加算
短期入所	見直し	特別重度支援加算
短期入所	新設	日中活動支援加算
施設入所支援	新設	口腔衛生管理体制加算、 口腔衛生管理加算
施設入所支援	見直し	経口移行加算、経口維持加算
施設入所支援	見直し	療養食加算
施設入所支援	見直し	重度障害者支援加算
共同生活援助	見直し	重度障害者支援加算
共同生活援助	新設	医療的ケア対応支援加算
共同生活援助	新設	強度行動障害者体験利用加算
共同生活援助	見直し	夜間支援等体制加算
自立生活援助	見直し	同行支援加算
就労移行支援	新設	支援計画会議実施加算
就労定着支援	新設 見直し	定着支援連携促進加算 企業連携等調整特別加算
就労継続支援 A 型	新設	自己評価未公表減算 (スコア方式による評価内容が未公表の場合)
就労継続支援 A 型	新設	就労移行連携加算
就労継続支援 (A 型・B 型)	見直し	福祉専門職員配置等加算 (加算対象職種に作業療法士を追加)
就労継続支援 B 型	新設	地域協働加算
就労継続支援 B 型	新設	ピアサポート実施加算
就労継続支援 B 型	新設	就労移行連携加算

<障がい児支援>

対象サービス	加算等名称	
児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	看護職員加配加算 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所は、医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所は、算定基準の見直し
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	訪問支援特別加算を家庭連携加算へ統合
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	事業所内相談支援加算

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	新設	個別サポート加算（Ⅰ）、（Ⅱ）
児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	児童指導員等加配加算
児童発達支援、放課後等デイサービス	新設	専門的支援加算
放課後等デイサービス	新設	欠席時対応加算
児童発達支援、放課後等デイサービス	見直し	福祉専門職員配置等加算 （障害福祉サービス経験者が加算対象 職種の対象外）
福祉型障害児入所施設	見直し	重度障害児支援加算
福祉型障害児入所施設	見直し	小規模グループケア加算
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	新設	ソーシャルワーカー配置加算
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	見直し	自活訓練加算
福祉型障害児入所施設	見直し	看護職員配置加算
医療型障害児入所施設	見直し	重度重複障害児加算
医療型障害児入所施設	新設	強度行動障害児特別支援加算
医療型障害児入所施設	見直し	小規模グループケア加算

6. 前年度の実績などにより見直しが必要な加算等について

各種加算等において、年度ごとに算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している事業所は、年度当初に、事業所において自己点検をおこなってください。前年度実績等により、4月から変更が生じる場合は、同じく令和3年4月15日（木）までに体制届等の届出をお願いします。なお、加算区分に変更がない場合は、届出の提出は不要です。

（参考）前年度実績（平均利用者数等）が加算算定に関わる加算等

対象サービス	加算等名称
療養介護、生活介護	人員配置体制加算
生活介護、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	視覚・聴覚言語障害者支援加算
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型、B型）	就労移行支援体制加算
就労移行支援	就労移行準備支援体制加算
就労継続支援（A型、B型）	重度者支援体制加算
就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	就労定着支援
児童発達支援 （主として重症心身障害児以外、児童発達支援センター以外）	報酬区分

7. その他

前回通知及び本通知では、今回の報酬改定にかかる全ての変更内容を詳細に記載できませんので、各事業者様におかれては厚生労働省及び本県のホームページ等に掲載の通知等を御確認下さい。

(1) 報酬改定等にかかる質問について

今般の報酬改定に伴い、制度変更や報酬請求に関するお問合せが集中しております。そのため、質問内容を正確に把握するためにも、報酬改定に係る御質問は、「質問票」様式に記載のうえ、所管の地方局地域福祉課宛のメールにてお問合せをいただきますようお願い致します。質問票様式については、以下愛媛県ホームページよりご確認ください。

※松山市所在の事業所については、所管する松山市障がい福祉課へお問合せください。

【質問票掲載場所】

愛媛県ホームページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>令和3年度報酬改定について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/r3housyukaitei/r3housyukaitei.html>

(2) 押印の見直しについて

地方公共団体が実施する行政手続きに係る押印義務の見直しに伴い、令和3年4月から指定申請等にかかる各種提出書類の押印手続きを見直すこととしました。そのため、令和3年度より、本県における体制等に関する届出書（様式第5号）の押印は廃止します。ただし、「実務経験証明書」については、引き続き押印を求めます。

今回の体制届等の提出に必要な書類については、上記取扱いを反映し、一部書類から押印の記載を除いています。その他の各種手続き書類等に係る押印の見直しに伴った様式は、「電子配布サービス」に順次掲載いたします。

(3) 令和3年度報酬改定等にかかる通知等について

報酬算定にあたっては、以下の報酬告示及び通知により適切な算定をお願いします。

サービス種類	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)	
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)	

上記記載の報酬告示及び留意事項通知については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

※愛媛県ホームページ(令和3年度報酬改定)においても、上記リンク先を御案内しております。

(参考) 厚生労働省ホームページ

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉

> 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html